堺市人権施策推進審議会会議録 (概録)

(開催日:令和3年3月25日)

堺市人権施策推進審議会会議録 (概録)

日 時:令和3年3月25日(木) 午前10時から

場 所:堺市役所 本館3階 大会議室2

出席者: (委員)

井藤委員、大井委員、呉委員、新ヶ江委員、西田委員

農野委員、松波委員、山口委員、山本委員

(堺市)

懸樋人権部長、太田学校教育部理事、

出野人権企画調整課長、松尾人権推進課長、森内人権教育課長

福田人権企画調整課長補佐

(傍聴人) 2人

(開会)

1 審議案件

- (1) 第8回人権に関する市民意識調査結果報告について
- ○新ヶ江会長 それでは、案件に入ります。

まず、案件(1)「第8回人権に関する市民意識調査結果報告について」、事務局より 説明をお願いします。

○出野人権企画調整課課長 人権企画調整課の出野でございます。

「第8回人権に関する市民意識調査結果報告について」、御説明させていただきます。 着座にて失礼いたします。

本日お配りしました資料1が今回実施いたしました調査の結果報告となります。なお、 正式な報告書につきましては、現在監修作業の最終調整に入っておりますので、本日は報 告書の数値結果部分のみの御報告となりますので、何とぞ御了承いただきますようお願い 申しあげます。

それでは、1ページの調査結果について御説明させていただきます。なお、時間の都合 上、主だった箇所の説明とさせていただきます。

まず、調査の概要でございますが、本調査期間は、昨年の11月16日から12月4日までで、対象者は市内在住の16歳以上の市民です。人数は3,000名ということで、標準サンプルで2,500名とし、追加サンプルといたしまして、若年層の回答を増やすことを目的に、16歳から19歳以下を300名、20歳以上29歳以下を200名の計500名を追加しております。

回収率につきましては、3, 000名全体で44.5%。標準サンプルの2, 500名におきましては、46.6%となっております。前回の回収率が43.1%でございましたので、前回より高い回収率となっております。

続きまして、6ページの年齢別の回収状況の表がございますが、若年層を増やした3,000名では、20歳未満が9.2%、20歳代が11.3%となり、前回よりも若年層から多くの回答を得ることができ、年齢別による傾向を得ることができたと考えております。なお、前回が20歳未満3.4%、20歳代が6.4%でございました。

調査結果につきましては、主だったところを御紹介させていただきます。なお、はじめに集計の内容ですが、標準サンプルは2,500名のデータで計算しておりますが、年齢別についてのみ2,500名に若年層500名を追加した3,000名での集計結果となっております。

22ページの問6の人権に関する考え方につきまして、「ア.権利ばかり主張して、我慢することのできない者が増えている」に同調する人が72.5%となっております。年齢別に見ると、年齢が上がるごとに同調する割合が比較的高くなっておりますが、20歳代でも50%を超えております。

これに関連いたしまして、「エ. 学校では、権利より、義務を果たすことを教えるべきだ」に同調する人が51.8%、「カ. 個人の権利より、地域のみんなの利益が優先されるべきだ」に同調する人が44.2%という結果でございます。人権としては、一人ひとりが尊重される社会をめざしておりますので、この結果は課題の一つではないかと考えております。

問 6 の「イ.人権問題とは、差別を受けている人の問題であって、自分とは関係がない」に同調する人が 1 0 .4 %、同調しない人が 8 6 .6 %であり、年齢別におきましては、 4 0 代で 9 2 .7 %が同調しない回答をしております。

問7の「人権問題で関心のあるもの」ですが、最も多かったのが「新型コロナウイルスに関する人権問題」が61.5%、次いで「子どもの人権問題」が61.4%、「高齢者の人権問題」が54.4%、「インターネット上の人権問題」が53.6%という結果です。今、注目を集めている課題や自分に関わりの深いことに関心があるのではないかと推測いたします。

次の39ページの問11「あなたの身近な人の中に、以下のような方はいますか。」は 新たに設定しました質問ですが、この質問での回答とそれぞれの課題の質問の回答の傾向 を確認しますと、身近に当事者がいる人ほど、その問題に前向きなと言いますか、理解を 示す回答をしている割合が高いことが分かりました。当事者の苦労を知り、学ぶことが大 事なことであると考えております。そのためにも話を聞いたり、交流を深めるということ が大切なことだと考えております。

続いて、同和問題につきまして、経年比較を取るために同じ質問を幾つか用意しており、 全体的には前回に比べまして、少しずつではありますが数値的には前進しているのではな いかと考えております。

60ページの問15「①もし、あなたのお子さん(お子さんがいない場合は、いると仮

定してお答えください)が恋愛をし、結婚をしたいと言っている相手が同和地区の人であった場合、あなたは親として、どのような態度をとると思いますか。」の問いに対しまして、反対するに同調した人が18.8%、賛成するに同調した人が37.3%となりました。一方で、「②もし、あなたが結婚しようとしている相手が同和地区の人であった場合、あなたの身近な人(おじ、おば、兄弟姉妹など)は、どのような態度をとると思いますか。」の問いに関しまして、反対するに同調する人が32.0%、賛成するに同調する人が24.8%となっており、親類などの身近な人が反対する回答数が多いという結果となっています。いずれにしましても結婚相手が同和地区出身であるということで、反対するという考えがいまだ強く残っていることがうかがえる結果となっております。

72ページの問 21 「ア. 「差別、差別」と騒がないで、そっとしておけば、自然に差別はなくなる」に、"そう思う"に同調する人が 41.7%、"そう思わない"に同調する人が 28.2%となっており、前回の同じ質問では、"そう思う"に同調する人が 60.8%、"そう思わない"に同調する人が 13.7%でした。前回に比べて数値的には前進しているのではないかと考えております。

83ページの女性に対する人権問題について、性別役割意識について聞いております。 間 23 の「ア.女の子は家のお手伝いをしないといけない」に、"そう思う"に同調する人が 28.4%、"そう思わない"に同調する人が 41.1%となっております。

これについて、84ページの性別では、男性が26.0%、女性が30.6%と女性のほうが少し高く、年齢別では40代、50代や70代、80代が30%を超えております。

83ページの「キ.女性のほうが男性より育児や介護などに向いている」では、"そう思う"に同調する人が42.6%、"そう思わない"に同調する人が25.6%となり、90ページの性別による分類では、男性が48.2%、女性が38.7%が"そう思う"に同調しており、年代が高くになるにつれ高くなる傾向にあります。いずれにしましても、ア、キ共に性別による固定的な役割分担の意識の考え方がまだまだ残っているということが分かりました。

97ページの問25の子どもの人権でございますが、イ.教師の子どもへの体罰、ウ.保護者の子どもへの体罰を聞いております。いずれも体罰を加えることについて"そう思わない"の割合が高いものの、"そう思う"には25%程度の人が答えております。体罰しても仕方がないということに、どの程度の体罰なのか、どのような認識であるのかが少し悩ましいところでございます。

101ページの問26の障害者の人権でございますが、「ア.レジャー施設等の管理者が、「安全の確保」を理由に、耳の不自由な人の利用には「聞こえる人の付き添い」を条件とすることは「差別」にあたる」に、"そう思わない"に61.9%が同調しており、"そう思う"に8.8%が同調しております。障害を理由とした不等な扱いについての理解が、まだまだ十分ではないということが分かりました。

109ページの問28の「あなたが高齢になったときに、安心して暮らせる社会とはどのような社会だと思いますか。」では「年金などの経済的保障が十分である」「高齢者に対する保健、医療、福祉などのサービスが十分である」と答えた人の割合が高い結果となり、将来への経済的な不安があると推定されます。

 $1\ 1\ 6$ ページの問 $3\ 0$ の日本の植民地計画に関する認知度でございますが、"知っている"に同調する人が $7\ 2.6\%$ 、"知らない"に同調する人は、 $2\ 4.2\%$ となっております。

118ページのヘイトスピーチの考え方の関連で、「不愉快で許せないと思う」などがありますが、それとの関連で確認しましたところ、問30で植民地政策を知っていると答えた人が、ヘイトスピーチは「日本に対する印象が悪くなると思う」「不愉快で許せないと思う」と思うと答えた割合が高くなっており、知らないと答えた人が「自分には関係がない」と答えた割合が少しだけ高いという結果になっております。認知度によりヘイトスピーチに関する考え方が違うことが推測され、知って学ぶことが大切なことだと改めて分かりました。

120ページの問32のインターネットについての考え方では、「キ.さまざまな情報があふれているので、メディア・リテラシーが必要とされているが、自分がインターネットやテレビなどで情報を得たときには、その情報だけで判断しないようにしている」に、"そう思う"に同調する人が72.3%となっており、多くの人が情報に関して惑わされないようにという意識をお持ちではないかと思います。ただ実際のところはどうなのか分からない部分もございますので、引き続き情報に関しての接し方については発信していく必要があると考えております。

これに関連いたしまして、136ページの新型コロナウイルスについての考え方でございますが、問36「キ.インターネットやソーシャルメディア上のデマ情報を見分けるのは難しい」に、"そう思う"に同調する人が75.2%となっており、情報を正しく知ることの必要性は理解しているが、実際に見極めが難しいと考えている人が多いのではと推測されます。これにつきましては、インターネットによる誹謗中傷や差別が存在している中で、情報を正しく知ることの重要性を発信していく必要があるものと考えております。

127ページの性的指向や性自認についての質問では、おおむね理解を示す割合が高い結果となりました。ただし、「ウ.もし、自分の子どもが同性愛者であっても力になる」という問いには、どちらとも言えないが32.9%で、若年層では1割から2割ですが年齢が上がるにつれ割合が高くなり、70代では44.5%となっております。自分の家族がいわゆる性的マイノリティであった場合、迷いがあるのではないかと推測いたします。自分と深く関わることで、初めてその問題について考えるのではないかと思いますので、自分の問題として考えることの大切さを発信していきたいと考えております。

142ページのSDGsの認知度につきましては「まったく知らない」「ほとんど知ら

ない」が71.9%でございましたので、まだまだ周知が足りていないということが分かりました。

152ページの問 42「あなたが人権について、理解を深めるために役立ったと思うものはどれですか。」ですが、「テレビ番組や映画」と答えた人が 34.5%と一番高い結果となっております。50代から80代までが比較的高い割合です。最近は特にLGBTQ+の方が出演したり、虐待やDVなどを取り上げるケースがよくあります。それらを通じて当事者の苦労というものを知ることがあるのではないかと思われます。

以上、主な調査結果について御紹介させていただきました。今後もこの調査結果で見えてくる課題などを整理しながら、次の案件にもございます令和3年度中に策定予定である堺市人権施策推進計画に反映する予定でございます。

また、報告書にはまだ監修など入っていませんので、出来上がり次第に皆様にお送りする予定にしております。何とぞ御了承いただきますようお願いいたします。

説明は、以上になります。

○新ヶ江会長 ありがとうございました。それでは、ただいまの説明について御意見、 御質問があればお願いいたします。

大井委員、お願いいたします。

○大井委員 同和問題につきまして、問15の②の結婚についてどう考えるかというところですが、兄弟姉妹とおじ、おばが同じ質問になっていましたので、おじ、おばが反対すると思うという回答の数値がもしかしたら違うのではないかということを担当者の方とお話ししたときに申しあげました。

兄弟姉妹というのは、一緒に育ってきていますので、親に近い感覚で反対が少ないのではないかと思います。でも、おじ、おばというのは、身内や親類に同和関係者がいたら困るんだという発言が出てきやすいのではないかということで、もし次回調査するときには別にしていただけたら有りがたいと思いました。

- ○新ヶ江会長 ありがとうございます。質問ではおじ、おば、兄弟姉妹などが一緒にされているのですが、次回の調査からは兄弟姉妹とは別にしたほうがいいのではないかという御意見ですが、事務局からお願いいたします。
- 〇出野人権企画調整課課長 御意見ありがとうございます。今回はこのような質問にさせていただきましたが、兄弟姉妹の方々は、いわゆる同居されているという事情もございますでしょうし、その接触度合いではやはりおじ、おばとは一線を画すものがあるという認識の下、次回に関しましての課題というように考えさせていただきたいと思います。以上です。
- ○新ヶ江会長 大井委員、よろしいでしょうか。
- ○大井委員 はい。
- ○新ヶ江会長 ありがとうございました。

ほかに何か御質問ございますか。

井藤委員、お願いいたします。

○井藤委員 おそらく訂正をされていると思いますが、最後の調査票の各質問項目の" そう思う"が2か所あります。それの一つはおそらく"そう思わない"だと思います。こ のまま出してしまうと変なことになるので、その確認です。

それから、また5年後にこの調査をするときに、やはりインターネット回答というのを 取り入れていったほうが、おそらく若年層の方、またほとんど30代、40代の方は新聞 をとらないというような世代になっているので、いいのではないかと思います。

- 〇新ヶ江会長 すみません、少し確認させていただきたいのですが、先ほどの"そう思わない"という項目は、意識調査票の166ページ以降ですね。具体的にどこかを御指摘いただけますでしょうか。
- ○井藤委員 該当する質問の全部がそうです。
- ○新ヶ江会長 分かりました。ありがとうございます。

もう一点がインターネットでの回答についてですが、事務局よりお願いいたします。

〇出野人権企画調整課課長 御意見ありがとうございます。まず、"そう思う"が各質問に2か所存在していることに関しましては、調査の段階では正しくできていたのですが、この資料の作成にあたりまして誤植がございました。申し訳ございませんでした。

インターネットの回答でございますが、これも今まさにICTの流れの中で、次回に向けては十分検討していきたいと考えております。以上でございます。

- ○新ヶ江会長 ありがとうございます。ページで言うと176ページ以降の質問に"そう思う"が2つあるということは、そういうことですね。
- ○井藤委員 その通りです。
- ○新ヶ江会長 それでは、ほかに御意見等ございますでしょうか。 では、松波委員、お願いいたします。
- 〇松波委員 これは意見ですけれども、102ページの障害者の人権についての図表 6-1-1、これはこの設問を作るときにも御意見を申しあげました。その目的のとおり、どのようなところで今、無理解があるのかということがとてもよく出ている結果になったと思います。

聴覚障害のある人に、差別意識を持っていないつもりで安全のためには付き添いがいた ほうがいいという、そういう善意でこの回答になるということが、本当に典型的だなと思 いました。

この結果の中で、特に30歳代が一番"そう思わない"、付き添いを求めることは差別ではない、という数字が出たということで、私自身、企業で研修などをしていると合理的配慮をしないことが差別にあたるということに一番反発されるのが、30代、40代以上の方なのです。責任を問われたらかなわない、ということで、実際これはパターナリズ

ムでもあるし、これでも付き添いを求めることが権利の制限になるという想像力が働かない、障害のある人は、弱い、何もできない、何をするか分からないといったように、差別的ではないつもりであっても当事者の主体性というものを考えられない。こちらは善意なのだからということで、権利自体への無理解がとてもよく出ています。

啓発のときに、どういうことに気を付けたらいいかということを見るよい事例だと思いますので、最終的にできた報告書で分析されるといいと思いました。以上です。

- ○新ヶ江会長 ありがとうございます。では、事務局からお願いします。
- 〇出野人権企画調整課課長 まず、本日お示します案件2の資料は骨子案でございまして、今、松波先生からいただきました貴重な御意見につきましては、7月を目途に、どういうことをやっていくのかを文章化し、その中に可能な限り反映するよう検討させていただきたいと考えております。
- ○新ヶ江会長 ありがとうございます。ほか、御意見ございますでしょうか。 山口委員、お願いします。
- 〇山口委員 今回の調査全般については、若年層の方々に対し追加で調査をされたということで、結果非常に年代層のバランスがよく取れており、このアンケート調査結果のエビデンスとしての価値はすごく高まっており、素晴らしいと思います。

22ページの人権に対する考え方の「ア.権利ばかり主張して、我慢することのできない者が増えている」で、"そう思う"という方が、72%を超えています。

ただ、この設問ですが、「権利ばかり主張して」の権利とは、回答者の方々が、人権 侵害を受けた際の人権の権利のことをきちんと受け止めておられるかどうかいうことです。 人権侵害を受けた人は我慢することができないのは当たり前でしょう、我慢してはいけな いわけです。でも、この設問での回答は、権利ばかり主張して、例えば、子どもに対して 我慢しなさいと言っても、子どもはわがままで好き勝手言って我慢することができない、 といったような一般論として答えているのではないでしょうか。ですから、今後設問はも う少し的確にされた方がいいと思います。

その延長線上で、58ページの3-3-10、3-3-11「カ.同和地区の人々は、「差別、差別」と言って、被害者意識が強すぎる」。これは経年比較で取っているから、こういう設問をしておられるのですが、他の人権問題には、こういう問いはないです。なぜ同和問題だけにこういう設問があるのか。我々は女性の問題をやっていても、フェミニストは被害者意識が強すぎる、と一般的に通念になっているぐらい言われているのです。この設問の在り方というものを考えないと。この設問そのものを聞く意図は私は分かりますが、送られてきた人たちが見たときに、そうだなと思うのか。こういう設問をして

障害者の人たちが差別、差別と言って騒ぎすぎるとか、女性は被害者意識が強くてとか、 在日外国人の人たちがヘイト、ヘイトと言っているけど被害者意識が強いのではないかと

いいのかということです。

か。こういう問い方というのは、今後改善の必要があると思います。聞くのであれば、全 ての差別に対して聞けばいいです。

それよりもむしろ私は、例えば、堺市内のスーパーで入り口に、大きく買物客の顔も全部分かるような写真を貼っているところがあるのです。何を書いているかというと、用事がありますのでお越しになられたら事務所へ来てくださいと書いてあります。その横には、万引きをやめようとか貼ってある。私はこのことを人権局へ申しあげて、そのスーパーの事務所に行っていただいて、それは人権侵害ではないのかということで今取り組んでいるところです。何を申しあげたいかというと、こういう調査はすごく綿密にされているので、あなたはどんなことが差別だと思いますかなど、もう少し具体的に市民の人が何を差別と捉えているか、差別というものをどの程度理解しているかということが分かる設問を今後入れたらいいと思います。

また、例えば、差別を受けたときに誰に相談しましたか、という統計を取っていますね。これはすごくいいのですが、相談した結果どうなったのかというところまで聞いたらどうかと思います。でないと、子ども虐待でもDVでも相談件数ばかりを役所は報告し公表します。その結果、どのぐらいの時間がたって、その本人が誰かに相談した結果どうなったのか、解決したのか、すっきりしたのか、改善されたのかというところまで、今後は踏み込んで聞いていく必要があるのではないかと思います。以上です。

- ○新ヶ江会長 ありがとうございました。事務局よりいかがでしょうか。
- ○出野人権企画調整課課長 ありがとうございます。質問における項目につきましては、 今、御意見いただいた部分あるいはそれ以外の設問項目に関しましても、改めて検証させ ていただきたいと考えております。

例えば相談されてどうなったのかというところ自体が、その方々の救済につながっていったのかという指針になりますので、その辺りの設問に関しても考えてまいりたいと考えております。

- ○新ヶ江会長 ありがとうございます。山口委員、よろしいでしょうか。
- 〇山口委員 はい。
- ○新ヶ江会長 ありがとうございます。ほか、御質問等。 呉委員、お願いします。
- ○呉委員 117ページの図8-2-1年齢別の日本の朝鮮植民地支配の質問ですが、 年齢別で植民地政策を知っている人が6、7割いるということで、意外に、思っていたより多い数字だと思いました。どういうことかと言いますと、歴史事実を知っていながら反省しないでいまだに在日外国人に排外政策をとっているということです。植民地支配があったことは教えているけれども、その植民地政策に対する反省がなく、被害国にとってどういうことであったのかという教育が足りないということを、このデータから感じました。過去を振り返ることによって将来の見通しができるというのは、過去の歴史にあったこと

の分析です。日本の教育の中にはそれが無くなってしまったということを感じました。

2014年の7月に国連人権規約委員会が日本に対して、勧告をしました。日本の極右 化の根本原因は日本の教育にある、その教育の中身は、国際理解教育、人権教育、歴史教 育ができてない。そして翌月の8月には、人種差別撤廃委員会から日本に対して、日本で 差別を撤廃する国の法律を作りなさい、と勧告をしました。日本の国には、差別を撤廃す る法律がなかったのです。これには私たちも驚いた話ですが、日本はこれだけ先進国であ り、人権、人権と言いながら、差別を撤廃する国の法律がなかったのです。国連の勧告後、 各界各層の運動の結果、制定されたのが「ヘイトスピーチ解消法」でした。

現在の日本での最大の人権差別は、旧植民地出身者に対する参政権を剥奪したままであるということです。

戦前、私が生まれたときは日本人でしたが、1952年4月28日に私の国籍を剥奪されてしまいました。本人の同意なしに住民の国籍を取り上げるということは、国際法にも違反しています。ここの委員だった龍谷大学の李洙任先生がこれは犯罪であるとして「奪われた在日コリアンの日本国籍」という本を出版しました。私たちが参政権訴訟をするときにも、これは大事な一つの論点であると思っています。私たちの国籍ははく奪されましたが、それなら私たちは一体何人なのか。私たちは日本で生まれ、日本で育ち、生まれたときは日本人だったのです。

そのとき1952年4月28日は、朝鮮半島は南北に分断し、朝鮮戦争の最中で国が定かでなかったのです。私たちの無国籍状態が10年以上続きました。そういうことをこの歴史の中で学んでいるのか。植民地政策があったことだけではなくて、中身まで学べば、私たちには当然参政権を付与すべきであります。それは、世界の先進諸国の標準です。ほとんどの国が私たちのような場合には参政権を付与しています。日本だけがひどいことをやっています。日本で最大の人権問題は、私たち永住者に参政権がないということです。これを見ながら、それらを非常に感じました。だから、教育の中身が大事です。

話が飛びますが、子どもたちに国際理解を教えるために堺市教育委員会は、日本中の地方自治体に先駆けて、日本人も、在日の子どもも、その他の外国籍の子どもたちも一緒になって異文化体験学習を通じて国際理解教育を、堺市在日外国人教育研究会を中心に堺市全体で取り組んでいます。素晴らしいことをしていますが、これをもっと発展させて、先ほど申しあげたように、ただ歴史でこんなことあった、だけではなく、中身まで、こういうことをしてはいけない、ということも教えてほしいということを、この表を見て感じました。

○新ヶ江会長 ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

こちらのアンケートの調査の結果を踏まえて、次回の審議会でどのような具体的な施策 を行っていくのかということをまとめるとおっしゃられましたが、呉委員の発言を踏まえ た上で、では具体的にどういう施策をこれから行っていくのか、ということを含めて、返 答いただければと思います。

○出野人権企画調整課課長 御意見ありがとうございます。呉委員長がおっしゃられていましたように、侵略に関しての知識は、意識調査結果ではかなりいい方向に出ているにもかかわらず、相変わらず、例えばいろいろな問題、ヘイトスピーチをはじめとする問題が発生するその現実を踏まえたときに、この後もお話しさせていただきますけども、やはり多文化共生であったり、あるいは民族的なことへの理解など、単に外国人だけではなく、外国にルーツを持つ方々に対する理解というものの促進に向けて取り組むその部分は、本編のほうに記載する方向で考えております。

- ○新ヶ江会長 ありがとうございます。ほか、ございますでしょうか。 お願いします。
- ○山口委員 何度もすみません。

LGBTQ+の方々の問題について、先般、北海道の札幌地裁で武部知子裁判長が同性婚を認めないのは憲法違反であるという判断を示しました。この裁判は、全国ここを入れて5か所で同じ裁判が行われていて、恐らく同じ結果になろうかと思いますし、こういうアンケート調査でも非常に理解が深い。それは、テレビ等の影響であったりとおっしゃっていますが、そうではないと思うのです。堺市はそのあたりの施策が、この審議会の会長、副会長、委員の皆さまのおかげで非常に進んでいます。

ただ、私はこの間、すごい判決が出た、素晴らしいとフェイスブックに書いたら、男性の方がやはり男同士は気持ち悪い、とコメントでいれてきました。その人と少しやり取りをしましたが、山口さんは一般論として、人のことだから気持ち悪くないのだろうと。あなたの夫が男性指向だったらどうするのかと言われたときに、私はこう答えました。もし夫がそのことで私といることが苦痛であれば、それ以外の理由のほうが苦痛だと思うのですが、苦痛であればもう解放して差しあげたいと。

まだまだ、体制は年代によるかもしれないが、やはり、理解は本当の理解と言うのか、 憲法に違憲であるという判断だからやめなさいということではなくて、本当に全ての人が 好きなように生きたらいいじゃないかと。それを認めようということの大切さ、先ほどの 大井先生の話もそうですけれども、私はそう思います。ただ、違憲判決が出ているという ことを踏まえた上で、次の質問に入っていくというのが大事かなと思っています。

以上です。

○新ヶ江会長 ありがとうございます。

128ページの年齢別の違いを見ると、20代以前と70代、80代とのギャップが非常に大きく出ているというところがあります。また、教育面でも例えば性別違和の問題だと、実際、幼稚園・保育所の段階で違和を感じるケースが非常に高いというデータが出ております。やはり、小学校・中学校での教育というものもまだ十分になってない。これは、堺市がということではなくて、全国的な傾向として出ていますので、親に対する教育とい

うものも非常にやはり重要かと思います。今後またそのことも考えていければいいかと思います。

ほか、何かございますでしょうか。

お願いします。

〇農野委員 いろんな角度から人権のお話が出ていますので、子どもの人権について少 しお話します。

調査そのものは、非常にコンパクトに必要なものをしっかりと書かれていると思います。 特に体罰、今回は児童虐待防止法、そして児童福祉法が改正されて、保護者であって も虐待をするなということが去年の4月から施行されていますので、この辺の動向は是非 見守っていただきたいと思っています。

99ページの「エ.子どもの様子を知るために、親は子どものメールや手紙などを勝手に見てもよい」という、これはおそらくプライバシーの保護という観点からだろうと思いますが、"そう思う"という人がどちらかというと少ないので、そういうことか、と思いました。若干気になるのは、二十歳未満、二十歳代というとまだお子様は恐らく小さいですし、あるいは自身が思春期を経てきています。しかし、30代から50代はそろそろお子様さんが大きくなってこられていて、そこはやはり監護権です、監護権とプライバシーとの兼ね合いということが、どのぐらい理解されているのかと思いますが、感覚的にはこんな感じだろうというふうに思っています。

次の100ページの「オ.子どもは、大人になるまで家庭や学校の決まりごとに口をだすべきではない」ということですが、これは結局子どもの参加・意見表明、そういったことをどのぐらい感覚として捉えておられるのかということになってくると思います。これも"そう思う"という人が少ないので、非常に心強い結果だと思っています。

あとは教育です。習い事について掲げられています。だから、子どもには懲戒権が、あるいは監護権であるとか、教育権であるとか、かなり親の手の中にある人権をどのように親が守っていくかという、その辺りの啓発はすごく大事だと思いますので、体罰の啓発などは、是非どんどんと進めていただきたいと思っています。ありがとうございます。

○新ヶ江会長 ありがとうございます。

ほか、何かございますでしょうか。

よろしくお願いいたします。

○山本委員 93ページの「コ.「女のくせに偉そうなことを言うな」などというのは、言葉の暴力だと思う」は、アンケートをとっていただくと大体想像つくんです。例えば、逆に、暴力だと思わない方は、どのぐらいおられますか。また、例えば、なぜですかという質問にしてもらったほうがいいのではと思います。このデータは結果が見えてますので要らないと思います。逆に思わない方の、なぜ思わないのですかという設問の方が興味があります。よろしくお願いします。

- ○新ヶ江会長 質問項目のことですが、事務局より何かございますか。
- ○出野人権企画調整課課長 ありがとうございます。確かに、今おっしゃっていただいたように、これだけを見ると、この回答率というのは想定的なのかもしれません。では、思わないというような人たちがいったいどんな認識をお持ちであるのか、ということがある意味、委員がおっしゃるように人権に関わることになってくるかと思いますので、これにつきましても次回の検討課題とさせていただきたいと思います。ありがとうございます。 ○新ヶ江会長 ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

大井委員。

○大井委員 人権に関する考え方について、法律や条約の認知状況についてですが、意外と知っている方が、自分が思っていたよりも多いとか、自分がもっと多いのではないかと思っていたが少ないと、思われていると思いますけれども、やはりどんな内容か知っているという人は少ないと思います。学校で憲法については習うから中身を知っている人は半分近くいるわけですけれども、全てが一人ひとりの市民が守られるような中身なのです。それは、やはり知っておく必要があると思いますので、堺市はもう少し啓発の中で知らせていく必要があるのではないかという気がします。

この間、部落差別解消推進法というのが意外と少ないという話をしていたのですが、法律ができたときに、新聞では小さいトピックスぐらいの文字数で、法律ができたということが書いてあり、それを見て驚きました。普通、法律ができたら、もう少し大きく書くのではないかと。他のヘイトスピーチ解消法のときも、障害者差別解消法のときも大きかったのに、なぜこれが小さかったのだろうと、いまだに思っています。

堺市がこういう調査をして、この辺の認識が非常に少ないなと思われたら、それを堺市なりに啓発や、いろんな取組みの中で知らせていただけたら、大変有り難いなと思います。 ○新ヶ江会長 大井委員、ありがとうございました。

それでは、時間が迫っていますので、ほかに何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、続きまして案件(2)「第3期堺市人権施策推進計画」ですが、これにつきましては、先日、堺市より審議会へ審議の依頼を受けております。

つきましては、今後、審議会において議論を行い、意見をまとめたいと思っております。 では、事務局より説明をよろしくお願いいたします。

○出野人権企画調整課課長 私から説明させていただきます。

先日、今おっしゃっていただきましたように新ヶ江会長宛に、本審議会において次年度 策定予定の第3期堺市人権施策推進計画の構成・内容について、御審議いただきたいと文 書で御依頼させていただきました。来年度の審議会においても御審議いただき、意見の取 りまとめをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 それでは、これから「第3期堺市人権施策推進計画」の骨子案について説明させていた だきます。

次年度末をもちまして、計画期間を満了いたします第2期堺市人権施策推進計画について、新たな人権課題の発生や顕在化を受けて、本審議会で御意見をいただきながら、次年度末に改訂するものでございます。本日は、その骨子案につきまして御審議いただきたいと考えております。

資料2に沿って、御説明させていただきます。まず、第3期計画策定における目的は、 平和と人権を尊重するまちづくり条例に基づき、「平和と人権を尊重するまちづくりを総 合的に推進する」ための方向性を示すものとして策定するものでございます。

次に計画の位置づけですが、基本的な考え方といたしましてバック・パッシング方式、未来を見て、その10年後のあるべき姿を見据えながら、今後5年間の取り組むべき方向性を示すものと考えております。なお、本計画の位置づけは、本市の総合計画である堺市基本計画2025及びSDGs未来都市計画を反映いたしまして、人権行政を進める上で、点線内に囲っております様々な関連計画との整合性を担保しながら、それらの基盤としての位置づけと考えております。計画期間は、2022年度、令和4年度から2026年度、令和8年度の5年間といたします。

次に Π の人権の動向と踏まえるべき課題について、現計画期間におきまして、人権に関する国際的な動きがいろいろございました。国連におきましては、SDGs(持続可能な開発目標)が策定され、SDGsを含む持続可能な2030アジェンダには、世界人権宣言の精神をベースに誰ひとり取り残さない、また、全ての人の人権を実現すると示されており、平和と人権の尊重はSDGsの達成に不可欠なものとされております。

また、国連では人権という普遍的な文化を構築することが重要であるとの認識の下、人権教育のための国連10年に引き続き、2005年からの第1フェーズから5年ごと、人権教育の必要性に鑑み、重要と考えられる対象者を設定し、その推進を図る「人権教育のための世界計画」を採択しております。

第1フェーズは、2005年から2009年で、初頭・中等教育における人権教育に 焦点を当てていくもの。第2フェーズは、2010年から2014年、高等学校における 人権教育や人権に非常に深く関わる教員や公務員などの人権教育に焦点を当てたものです。 第3フェーズは、2015年から2019年ということで、影響力のあるジャーナリスト やメディア関係者に焦点を当てたものとなっております。今、第4フェーズといたしまし て、2020年から2024年、青少年のための人権教育に焦点を当てるというものになっております。

国内におきましては、いわゆる人権3法、部落差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消法、 障害者差別解消法が施行され、人権法制の進展は見られました。ただし、一方で社会の 様々な変化の中で課題も発生しております。インターネット・SNSといった媒体を利用 し、差別・誹謗中傷を書き込むという形態が増加しております。インターネットやSNSは、利便性の高いメディアですが、その公開性・拡散性・記録性という特性から、消去や拡散防止などを困難にし、発信の匿名性を利用しての誹謗中傷、差別や偏見を助長する情報発信など深刻な人権侵害が発生しております。

このほか、新型コロナウイルス感染症に関連する偏見・差別・いじめ等の新たな課題も発生しております。こうした変化に加え、人権に関する市民意識調査にも表れているように、人権課題に対する一定の理解が進む一方で、依然として差別意識が残っていることが明らかとなりました。

これらの課題解決に向けて、めざすべき社会のステップを次のように考えさせていただきました。めざすべき社会とは、「人権が文化として確立された社会(共生社会)」、キャッチフレーズとしては~人権文化の花を咲かせよう~とし、この社会の構築に向けて3段階のステップを考えました。

まず、第1ステップとして、個人が気づき、気づくためには学び、そして自らが行動するということが重要で、個人の意識変革・行動変容、これがまず個の段階で生まれまして、ステップ2として、その個だけではなく、人と人とがつながる協働・参画型の社会ということを考えております。人と人とがつながることで、自分も他者も大切にできる人同士がつながることにより、相互に補完し合う集団ができ、自分も相手も大切にできる協働・参画社会ができると考えております。

そして、ステップ3のめざすべき社会、人権が文化として確立された社会をめざしているとということですが、これらは全ての人が人権教育・人権啓発・生涯学習によりエンパワメントされ、それらの人々が交流し、つながることで、逆にそれぞれの方がステークホルダーたり得るような形でエンパワメントされていく。そうした循環によりまして、誰ひとり取り残さず人権が文化として根付く共生社会につながるものと考えております。

めざすべき社会の下のところでございますが、このための基本的な視点といたしまして、個々の多様性を尊重し、人々が自分らしく活躍するという視点の多様性、全ての人が孤立したり、排除されないよう援護し、社会の構成員として活躍できる包摂性、全ての人の人権を尊重し、誰ひとり取り残さない持続可能な社会の実現につながる持続可能性、多様性を尊重し、包摂性を備え持つことにより、持続可能な共生社会が確立されるものと考えております。

これらを主たるポイントとし、そのための基本的取り組みとして、4つの柱を記載させていただきました。まず、第一に人権教育・人権啓発というところでございますが、人権に対してやはり正しい知識を身に付けることがスタートであり、そのために学ぶ機会として啓発事業や人権教育を今後も行っていく。また、人権の考え方は、時代や社会情勢などで変わったり、新たに問題が発生、顕在化したりしますので、そのため学校で学んだことをベースに繰り返し学び続けることが必要であると考えております。

「1. 生涯学習としての人権教育・人権啓発の意義と必要性」ということを記載させていただいておりますが、生涯学習や最近余り使われないですけどリカレント教育という考え方が大切であると考えております。

また人権啓発や情報発信の手法につきまして、いわゆるICTの活用も図りまして、若年層にも関わりやすい取組みを図ってまいりたい、ということを本編に書かせていただきたいと考えております。

第2に人権擁護・相談です。人権相談では相談内容に傾聴した上で、適切な助言、情報 提供を行うことが必要であると考えております。また、人権相談を関係機関と連携し適切 に運用することで、人権侵害の発生や被害の拡大防止を図ってまいりたいと考えておりま す。人権課題が多様化する中、適切に人権相談に対応するため、相談事例の検討や相談員 どうしの研修会なども実施し、相談体制の強化を図ることを記載してまいりたいと考えて おります。

第3に様々な人権課題への対応です。様々な人権課題に加え、社会情勢や時代の変化により顕在化する人権問題の解決に向けて取組みを行うことが必要と考えております。外国人の人権は、外国人だけではなくて、国籍を問わず外国にルーツがあることで人権侵害を受けることがあることから、外国人、外国にツールを持つ人の人権とさせていただきました。9番の新たに顕在化した人権課題とは、例えば新型コロナウイルスに関連し医療従事者等に対する誹謗中傷・差別の問題でございます。

第4に国際平和実現への貢献です。堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例では、「基本的人権の尊重や平和社会の実現と維持は、国際社会における共通の原理であり、日本国憲法や世界人権宣言の理念とするところである。」「戦争は最大の人権侵害であるという認識を持つ」と示しており、引き続き平和と人権に関する取組みを進めてまいりたいと考えております。

推進体制ですが、堺市人権施策推進本部と書いております。全ての施策を人権尊重の視点を持って進めるため、庁内の横断的組織として下・中級職員で組織する常任幹事会議におきまして、月一回情報共有を行っております。また、堺市人権施策推進審議会、各分野の有識者の方々で構成された当審議会の提言を得ながら、人権施策を推進していくものです。このほか、市民・団体などの様々なステークホルダーとの連携、当国あるいは大阪府及び政令指定都市との連携を引き続き図ってまいるということでございます。

管理体制といたしまして、今後人権部の事業に関して、PDCAサイクルに基づく進捗 管理を図ってまいりたいと考えております。

なお、今後のスケジュールでございますが、計画策定に向けて次年度7月、10月、2月、3回程度、審議会を開催し御意見をお伺いさせていただき、その間にもいろいろと御意見をいただきたいと考えております。この審議会におきましては、以上でございます。 〇新ヶ江会長 ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、御意見・御質 問があればお願いいたします。

山口委員、お願いいたします。

○山口委員 この表のステップ1のキーワード、エンパワメントって書いてありますけ ど、これはエンパワーメントで伸ばしてください。これは、国の表記も全て、棒が入って いるのと入っていないのと意味が違います。

これは素晴らしいのですが、人権行政というものを長い間やってきて、私は今思うのですが、この基本の取組みは全部並列で並んでいます。それぞれ大事ですけれども、人権問題というのは現状やはり差別や格差があります。まず人権問題を推進していこうとしたら、今ある現状の課題を解決することが私は先決だと思います。それと並行して人権問題を学ぶということが大事です。気づくということも大事なので、この書き方を少し工夫しないとなかなか実現はできないと思います。

私は専門家ではありませんが、人権問題を解決していく方法はいろいろあります。人権 侵害を受けた人が、では実際にどこに言いに行って解決してもらうのか。それは、堺市の 人権推進課ですか、違うと思います。だから、例えば人権擁護委員さんがおられますが、 そこに言えば何とか救済してくれるのか。法務局まで行かないといけないのか。そのあた りの救済の道筋を明らかにすることです。

それから、人権問題を解決するには、人権課題が何かということをクリアにすること、今ある課題をはっきりとさせることです。その次に、それを解決するために、人権相談や、あるいは生涯学習という言葉をもっと大きく書くことです。もう教育しかないわけです。教育によって市民の皆さんの意識変革をして、そして行動変容につなげるという、この明らかなとこまできちんと、それでもっとシンプルにみんなで分かっておかないと。きれいな言葉が並んでいるけど、では実際どうしたらいいのか。何が差別か分かっていない人たちが私も含めて多い中で、何が課題なのか、何が問題なのかということをクリアにすることです。それを解決するために教育、学習が必要ということです。その後は、やはり法的な公共機関の救済措置、あるいは運動団体の運動・活動というものが合わせもって解決へ向かっていくということです。

この「国際平和実現への貢献」はすごいなと思いますし、これは入れておけばいいと思いますが、気宇壮大すぎて。やるべきこと、やらないといけないことというものを、めざすべきビジョンが示されているわけですから。SDGsと書いてあって、先程の調査結果ではもう2割ぐらいしか知らず、7割は知らないと答えています。情けない話です。

そういう中でこれをどう進めていくかというときに、もう少し結果を出していかないと あまり意味がないと思います。意識調査はいいけれど、では救済はどのぐらいされている のか。問題解決はどのぐらいクリアしているのか。遅々として進んでないということです から、それぞれの人権課題について確実に結果を出していくということが、それが目標だ と思います。だから、この表は、基本の取組みのところの書き方をちょっと工夫されない と。これは市民や行政の皆さんに向けて作る計画ですけど、そのあたりがぼやけているような気がします。

○新ヶ江会長 ありがとうございます。今ここの基本の取組みの書き方についての御意 見があったと思いますが、事務局のほうで何かありますでしょうか。

○出野人権企画調整課課長 現状まだ骨子ということでお示しさせていただいておりますが、実際に計画を立てる限りは、それをもって前進し、結果につながることが非常に重要であると今おっしゃってもいただきましたので、そういう形でこれから検討させていただきます。もちろん、この骨子案の書きぶりもそうかもしれませんが、これから本編を書いていくにあたりまして、それらの御意見を参考にしながら考えていきたいと思います。

○新ヶ江会長 ありがとうございます。他、御意見ございますでしょうか。

西田委員、お願いいたします。

○西田委員 「踏まえるべき課題」の最後に市民意識調査の結果について触れられていますが、やはり様々な課題・現状がこの調査を通して明らかにされているわけです。それから、5年前の調査もいろいろなことが見えてきたはずです。私は現在の総括部分を今書いているところで、前回も書きました。前回は、例えば女性の、男性にも聞いておりますが性役割に関して、「とても悔しい・つらい経験はありましたか」という自由記述をお願いし、たくさんの方が本当に日常や職場で何を悔しいと思ってきたかということを書かれています。それから、日常生活でつらい思い・傷つけられたことがありますかという別の問いでもいじめ・無視・うわさ・それからハラスメント、たくさんの人たちが生活の中で大変な状況に置かれているということが明らかになったわけです。

今回も例えば女性だけが職場で水仕事をさせられるとか、接待は女の役割ということがずっとあるとか、あるいは寿退社という言葉はなかったけれども出産・育児でもう辞める、と強制された、というような記述もありまして、まさに個人が気づき学び行動するということは、非常に理想の高い人権についての知識を学ぶというよりは、自分たちの日常生活の中で自分たちが生きづらい思いをしている、それに気づいた人たちが様々なアクションを起こして、いろんな制度・法律・条約に結び付けて、私たちの生活も守られてきたんだ、という、そういったまさに私たちの現実から出発し、気づき学び行動するということが必要だろうと、改めて5年前の調査で本当に思いました。

ヘイトスピーチの問題も、あるいは同和問題についての誤解がまだまだ根強いっていうことも5年前でも明らかだし、今回も改めて見えてきています。それからパートナーシップ宣誓制度についてもほとんど知られていないです。堺市が先駆的に取り組んだことも知られていないという現実も、新たに浮かび上がっています。

ということで、せっかくこの時期に人権施策計画を作り直し、リニューアルするのであれば、やってきた調査の結果を踏まえて課題を確認してというふうなステップが、とても 大事なのだろうと思います。同和問題を知っているという層が、若い人に激減している。 それから分析編で出てきますけれども、同和問題を知ったというのはネット上で、しかも 非常にまずい方向の情報を知っているわけです。学校で教えられなくなって、ネットで非 常に危うい情報が多く伝えられる。

それから、先ほど話題になった植民地政策にしても5年間前の質問では、知っているという人にヘイトスピーチに共感できる部分があるという比率が逆に高まるということで、それは恐らくはネット上の情報に接しているからだろうという。恐らく当たっていると思うのですが推測できるということで、現状をきちんと踏まえること。例えば今回の調査では自治会長や民生委員にはほとんど相談されていないです。区役所の相談窓口が少しですがあるという実態、こういった細かな、でも大事な実態を踏まえて、どうしていくかということが重要だと思います。

この調査を何でやっているのだろう、無駄だろうっていう声も毎回出てきます。そうじゃなくて、こんなふうに役立っているし、この計画にもきちんと反映させていますというような形に持っていくのがあるべき姿ではないかと思っています。

○新ヶ江会長 ありがとうございました。

前回の審議会のときも調査結果をどう施策に反映させていくのかいうことが議論された と思いますし、この骨子案の管理体制に、「PDCAサイクルによる適切な進捗管理」と 書かれています。この調査の結果をどう施策に生かしていくかというところかと思います が、この点に関して事務局から何かございますでしょうか。

○出野人権企画調整課課長 意識調査の中でまだまだ様々な課題があって、それを一定数値として出てきた段階でございます。これを先生方と更に意見交換する中で、その本質的な問題点というものの分析を進めさせていただき、その課題というのは何なのか、課題に対してどんな働きかけができるのかということに関して、これからになりますけども十分に分析していきたいと考えております。

- ○新ヶ江会長 ありがとうございます。ほかに御意見ございますでしょうか。 山口委員。
- 〇山口委員 先ほど西田副会長がおっしゃったことは、すごく大切なことだと思います。 この意識調査の結果が、これからの施策のベースになる。しかし、この調査結果だけ ではなく、例えば男女共同参画推進課は別の意識調査をやっています。そういった結論を 踏まえて、合わせて人権の計画をしてほしいです。

それと、やはりここに抜け落ちているものが、コロナ禍の差別というのは感染者に対する差別、あるいは医療従事者や家族に対する差別、お店に対する差別、いろいろありました。そうではなくてこのような国難とも言える有事の際にパンデミックが起こり何が分かったかというと、平時のもう既に社会課題として大きく存在しているDVや虐待・自殺等々の問題が有事になると拡大化したということです。30%も増えた、そういう事実をもやはり合わせて計画の中に、みんなで協議することです。

ただ、事務局がこの人数でこれだけの調査結果の課題を明らかにするだけでもなかなか大変です。その作業は、ベースは事務局で整理していただくとしても、人権協やこの審議会の委員の皆様にお聞きし専門的知見を入れた上で、課題を解決しながらも、いやこんなものもある、ということをまず挙げていった方がいいと思います。全て大事ですけれども優先順位を決める。その具体的な作業をこの事務局の人数でできますか。失礼ですが、能力はあるけども、物理的に大変だと思います。ですから、もう少し市民とともに作る計画形成というような手法も編み出していった方がいいと思います。

職員で部落差別問題のインターネットのモニタリングをやっておられます。ツイッターなどの調査しておられます。膨大なツイッターの量の中から、それをピックアップし、それを法務局へ伝えにいく。それだけでも別口のチームが要るぐらいではないですか。

ですので、そういう事務局の体制の問題も含めて、ここにあるいろいろなエビデンスも含めて、この人権問題に関して実行性のある計画を作られることが望ましい。

もう一つ、堺市にもICTイノベーション推進室ができました。だから、これから人工知能などを使って新しい世界を創出するということが急に出てきました。堺市もいろいろな情報を市民に対してホームページにアップするだけで紙媒体のものがない。やはり70代以上の方々は明らかにホームページなど見ることできない。どうするのかと。

私もずっと言っておりますが、イノベーションの中で今問題になっているのは、人工知能を使ってビッグデータを入れてやるのはいいですが、マイクロソフトやアップル社が実験をした結果、フェミニストと打ち込んだら殺しなさいと出てくる。AIがそういう判断をしてしまう。要は何かと言うと、やはり人権課題というものを現状の社会の中でまず解決していき、本当に市民の皆さんが分かっていかないと、どれだけ新しい技術革新を過信してやっても駄目です。最終的には東京大学ビョンドAI、グローバルフォーラムなどは、ジェンダー平等社会やマイノリティの権利保障を目的として、AIやデジタル化ということについての人権の課題を解決するという目標を持って、今既に研究が始まりました。そういうことを踏まえた上で、今後5年間となると、堺市自体がICTイノベーションをするわけでしょう。いや、ちょっと待ってくださいというところがないと、新しい分野の人権課題が出てきます。

それから問題は、やはり暴力、DV・子ども虐待・性暴力で、この頃特に児童ポルノが本当に恐ろしいです。サイバー空間における子どもの性搾取、性的搾取というものがひどい状況になっています。そういうことは意識調査の中で語られてない。だから、現実のファクトの課題と、市民の意識調査の結果と合わせて、しっかりとした計画を具体的に作っていっていただきたい、共に作りたいと思います。そのためにそれぞれのステークホルダーの代表者が委員になっておられるわけです。この会議だけでは、なかなか課題を明確にしてくださいと言っても難しいと思います。当事者の我々が、活動を実践している我々が、皆さんと共に作っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○新ヶ江会長 ありがとうございます。それでは時間が迫っておりますので、この骨子 案の内容について、また次回も引き続き議論があるかと思いますが、骨子案については本 日までですか。

- ○出野人権企画調整課課長 骨子案に合わせた形で本編を構築させていただきます。
- ○新ヶ江会長 本編は、次回の7月ですか。
- 〇出野人権企画調整課課長 7月を考えております。
- ○新ヶ江会長 骨子案については、ほかに御意見ございますでしょうか。
- 〇農野委員 時間が迫っている中で申し訳ないのですが、骨子のステップ1のところですけれども、基本的には気づきや学びをする、そういう機会が与えられるとか、提供されるということは非常にいいことだと思います。ただ一番大事なことは本当に人権侵害を受けておられる方々が、社会に向かって、誰かに向かって声を上げることです。そういう仕組みが、まず前提として必要ではないかと。だから、市民の方が勉強される中で、身近にこういう方がおられたということに気づかれるというのは大事なことですけども、子どもの場合、社会的養護の下にある子どもたちは、アドボケイトを派遣するというような仕組みがモデルで始まっています。

だから、待ち受けるのではなくて、どんどんとアウトリーチ、出掛けていって声を聴くというような仕組みです。市民の方がどこまでそういう個人情報にアクセスできるか分からないですが、身近にそういう人がいたら研修を受けた市民の方がお話を聞きにいくといったようなことを、障害者施設やあるいは子どもの施設などで、将来進んでいくような気がします。

だから、ステップ1の中で、人権を守る環境を、当事者が声を上げる、声を拾い上げる中で環境を整えていくという、そんな側面も是非、何か盛り込めたらいいと思います。それが、ただの学びの機会というのでは、少しもったいないなという気がします。そういう学びの機会を通じて、できることがあるはずだと、そんな気がしています。

○新ヶ江会長 ありがとうございます。

環境を整えるという点と、先ほどの山口委員の意見の中にも、救済の道筋を明らかにすることを書き込んだほうがよいという意見もありましたので、その辺りのことも検討いただければと思います。

それでは、時間が迫っておりますので次の案件に移りたいと思います。

続いて、案件(3)「堺市人権教育基本方針案」について、事務局より御説明をお願いいたします。

○森内人権推進課課長 よろしくお願いします。堺市人権教育基本方針案につきまして、 御説明させていただきます。着座にて御説明させていただきます。

まず、御説明させていただく前に、策定に至りました経過について御説明をさせていた だきます。現在、市立学校園における人権教育につきましては、堺市人権教育基本方針及 び堺市人権教育推進プラン、これを基に取り組みを進めております。

ただ、基本方針、推進プランともに平成12年度に策定いたしまして、策定後、約20年が経過しております。その間、インターネットによる人権侵害など新たな人権課題が生起していると共に、国や市におきまして様々な人権課題に対する法令や条例等も整備が進められるなど、人権教育を取り巻く状況が大きく変化しております。

こうした状況を踏まえまして、市立学校園における今後の人権教育の取り組みに関する 方向性を示すため、昨年10月にこちらの審議会で書面開催ということになりましたが、 書面により委員の皆様からいただきました御意見等も踏まえまして、現行の人権教育基本 方針及び人権教育推進プランの改訂作業を進めてまいりました。

しかし、昨年11月に、堺市におきまして今後策定や改訂を行います方針やプラン、計画等につきまして、その位置づけを整備するという方向性が示されました。内容的には、現行の人権教育基本方針及び人権教育推進プラン共に、市立学校園における人権教育推進の取組みについての方向性を示す内容になっております。そのことから、今回の人権教育基本方針及び人権教育推進プラン、これを見直す機会に整備統合させていただきまして、今回、堺市人権教育推進方針ということで策定を予定しております。人権教育推進方針案の内容につきましては、昨年10月に委員の皆様からいただきました御意見等を踏まえまして、修正させていただきました人権教育推進プランの改訂案をベースに、策定させていただいているところです。

それでは、具体的に堺市人権教育推進方針案の概要に沿って、御説明をさせていただきます。

構成といたしまして、「1. はじめに」「2. 学校園における人権教育の現状」「3. 人権教育推進の基本的な考え方」と「4. 各人権課題に対する人権教育の取組」「5. 学校園における人権教育の推進に向けて」「6. めざすべき人権教育の方向」という6つの項目で構成をさせていただいております。

まず、「1. はじめに」におきましては、平成27年に国際連合総会におきまして、持続可能な開発目標(SDGs)が採択されたこと、また、平成28年に国において部落差別の解消の推進に関する法律など、いわゆる差別解消3法が施行されたことと、平成19年に本市におきまして堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例が施行されたことなど明記させていただいております。

- 「2. 学校園における人権教育の現状」におきましては、児童生徒に対して、教育活動 全体を通じて人権教育が推進されているところですが、人権課題に対する知的理解にとど まり、人権感覚が十分に身に付いていないというところも記載させていただいております。
- 「3.人権教育推進の基本的な考え方」におきましては、人権及び人権課題について正 しく理解する教育、人権が尊重された教育環境、そして全ての教育活動における人権教育 の推進の3つの基本的な考え方を示させていただいております。

- 「4. 各人権課題に対する人権教育の取組」におきましては、従来の人権課題に加えまして、性的指向及び性自認に関する人権についての教育など、新たに取り組んでいくべき 人権課題について示させていただいております。
- 「5. 学校園における人権教育の推進に向けて」におきましては、人権教育の推進に向けて人権教育推進体制の整備、人権教育年間計画の策定、教職員研修の充実、学校・家庭・地域社会との連携、この4つの取組みについて示させていただいております。

最後に、「6. めざすべき人権教育の方向」におきましては、学校園において校園長の リーダーシップの下、全ての教育活動での人権教育の実践や、教職員の育成に積極的に取 り組むところを示させていただくと共に、教育委員会といたしましても学校園における人 権教育の実践につながるような指導案づくりや、人権を尊重した適切な指導が行えるよう、 教職員に対する人権研修の充実に取り組んでいくというところも記載させていただいてお ります。

人権教育推進方針案の今後の予定ですが、本日の審議会の後、3月30日から4月30日の1か月間に掛けまして、パブリックコメントを実施させていただきます。パブリックコメントを経まして、今年の6月1日の施行を目途に現在、事務作業を進めているところです。

説明につきましては、以上でございます。

- ○新ヶ江会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして御意見、 御質問があればお願いいたします。
- 〇農野委員 この堺市人権教育推進方針で、ベースの一つに学校園がありますが、恐らく公立の学校と幼稚園ですか。
- ○森内人権推進課課長 はい。
- ○農野委員 幼少期の4歳、5歳の子どもたちも人権的な保育ということが大事ですので、特に民間の保育所の子どもたちが増えていますので、できればその辺りに啓発していただけたらということを思います。どこまでそれが縛れるかどうかというのはあるのですが、4歳、5歳の子でも人権感覚・人権意識の芽生えるような時期で、保育者の方がどう関わるかということもございますので、できれば何か私立の園にも送っていただいたり、何か働きかけていただきたいと思います。
- ○新ヶ江会長 事務局お願いいたします。
- ○太田学校教育部理事 先ほど御指摘いただきました点につきましては、従来より幼保 運営課などとも連携をとったり、あるいは子ども青少年局とやりとりをしている中で、ど うしてもそういうところが私立の方には流れてこないという声もいただいております。こ れが策定されたあかつきには、それぞれの所管にも御協力をいただきまして、情報提供と 共に、もし御依頼がありましたら、一緒にそのことを考えていく、という機会も設けてい きたいと考えております。以上でございます。

○新ヶ江会長 ありがとうございます。ほか、御意見等ございますでしょうか。 山口委員、お願いいたします。

〇山口委員 これは素晴らしい方針案だと思います。先ほどの人権推進の計画の骨子案でも意見申しあげたことを、取り入れていただきたいです。例えば被差別部落の問題は、私が小学校のときには「にんげん」という副読本があって、結構しっかりと学ぶことができました。大和川に橋が架かっていなかったのはなぜかなど、そんな話をきちんと教えていただきました。それから考えると、先ほどおっしゃったように意識調査の結果に出ているのは、教育の不在なのです。

詳しく見てみると堺市での同和教育は、同和地区の小学校が一番時間掛けてやっています。その体制は駄目だと思います。きれいなことを書いていますけど遅々として進まないのは、計画はあっても具体的カリキュラムがないということです。小中学校・高校において、先生方も子どもたちも学習指導要領、あるいは教科書をクリアすることもできてないということです。コロナ禍のときではなく普段からそうで、人権教育をやる時間がない。校長先生に人権教育の裁量権があって、なかなか学校全体としてきちんとした人権教育は、残念ながらまだ行われていないと思います。行うためには、それぞれの人権課題をカリキュラム化することです。

私は、修士論文でジェンダー平等教育だけのカリキュラムを提案したことがあります。 この国全体には人権教育のカリキュラムがないのです。シラバスもないのです。だから、 具体的にこのことを骨子案で書いても実質の教育ができない。そして、おっしゃっている ように教育者がいない、指導できる先生がいない、日本の教育の大きな問題だと思います。 大学を出ていても、人権教育を学んでいる機会がない人のほうが多い。そういう実態の中 で、これを堺市がやろうと思ったら、明確なカリキュラムを作ることです。それを実践す ることです。そうしたら、絶対時間が足りないと思います。

先ほど先生がおっしゃったように私立の認定こども園や、堺市は子どもの就学前教育を 民間委託、民間にできることは民間へ、としています。しかし、処方としてはそうであっ ても、障害児が行くところがない、障害児を受け取ってくれるところがない、あるいは人 権教育などをするというのは、私立へはほとんど堺市は影響力を持てていません。だから、 本当に不公平な、堺の子どもたちなのに公立、私立で全然受ける教育が違うという、肝心 な教育を受けられない。なので、私は堺市が被差別部落の問題、在日外国人の問題などそ れぞれの問題について、副読本を自分で作られてもいいと思います。

男女共同参画の分野では、デートDVの副読本を作っておられます。先生方が新しい課題に真剣に、全職員が受けて、すごいことです。3年掛けて先生がひとり残らずその研修を受けて、学校で授業する。子どもたちにも保護者にもパンフレットを配る。そういうことを本当に全ての問題についてやっていかないと。そのためには結構予算を取らないいけません。そのことが大事だということを、市長はじめ行政のトップに分からせないといけ

ない。だから、やっぱり学校教育、生涯学習、そして地域教育です。山本会長もずっと人権研修を自治会でやっておられます。あとは家庭教育です。そういう問題について、やはり具体的カリキュラムを作るという基本方針を持っていかないと、それを実施するという方針を持たないと、せっかく素晴らしいのに、絵に描いた餅になりかねないと思います。どうぞよろしくお願いします。

○新ヶ江会長 ありがとうございます。

私からも質問させていただきたいのですが、人権教育年間計画というものがありますが、 この基本方針に基づいて計画が作られて、毎年これを作られているのですか。その上で実 施されていくということですか。

今の山口委員からの御質問等もありましたが、ここでのそういう意見というものは、今 回はこの方針概要だと思いますが、年次計画に具体化していくという理解でよろしいです か。

○太田学校教育部理事 合わせまして御意見ありがとうございます。

先ほどからの市民意識調査の結果についても、実は人権教育課もこれはかなりショックを受けておりまして、一定成果としては知的理解という面では進んできたというところは あったのですが、この方針を立てるときにもあくまでそういうところでとどまっています。

学校園で実際に人権教育を推進していくに当たっての問題点というのは、今委員の皆さんからおっしゃられたことと我々も共有しているところでございます。実際に、この方針案に基づいて各学校では人権教育の年間計画というものを人権教育の主担者が中心となって立てています。それから、国際理解教育については、国際理解教育の担当者が計画を立てていくわけです。

そのときに、山口委員からも御指摘いただいた、具体的なものですが、かつては「にんげん」という大阪府が作成していたもので主に同和問題については影響していました。そういうような、より代わりになるような資料、あるいはそれについての指導案です。やはり若い先生方が増えてきていることもあり、資料を渡してさあどうぞと言っても、なかなか進まない。そういうことも踏まえて、人権教育の年間計画、我々も点検しているだけでは駄目かなというところもありますので、今後につきましては、この方針案が策定された後には、具体的な進め方、堺市でも20年前に作ったものがございますので、その具体的な推進計画についてもう一回見直します。その際には、やはり具体的なカリキュラムについても示していく。指導案についても一定のものを用意させていただきます

ただ、山口委員からも御指摘があったように、人権教育については学習指導要領に当たるような明確な示しなどというものはございません。人権教育の第3次取りまとめで、そういったものを中心に我々ピックアップをしながらやっているところがございます。そういったところも我々だけではなく、学校園の教員一人ひとりの力を結集したいということもあって、堺市人権教育研究会、堺市在日外国人教育研究会など、それぞれとも連携をし

ながら、また具体的なものを進めていきたいと思います。

まさにおっしゃられた、これは書いてあるが学校では全然だ、あるいは示しているけど 誰も知らない、というようなことは、やはり一番よくないと考えておりますので、我々も 先ほども御指摘があった人数の面では不安もありますが、学校の先生方と力を合わせなが ら、実際の具体的な指導案やカリキュラムづくりに手を付けていきたいと考えております。 具体的には既に少し進みかけていることもありますが、進めてまいりたいと考えておりま す。ありがとうございます。

○新ヶ江会長 ありがとうございます。

この人権教育年間計画というものは、これまで審議会の中では毎年提出されていたので すか。その確認がよく分かりませんでした。

○太田学校教育部理事 この人権教育の年間計画につきまして、まず教科等の指導に当たるものは年間指導計画で堺市市教育委員会が集めているものでございます。人権教育の年間計画は、人権教育課が中心となり集めさせていただいて、たりないものについては指摘もさせていただいているところです。ただ、先ほども申しあげたように、できていないだけでは、なかなか進めないというところを今強く意識しているところです。そのため、この審議会には、お掛けしたことはないかと思っています。以上です。

○新ヶ江会長 いかがでしょうか。この骨子案の中にも、人権教育というのは非常に重要な位置づけになっていると思いますし、学校教育の中での人権教育をどうしていくのかということの議論を審議会で行うことも重要だと思いました。今御意見を聞いて、そのことも検討していただければなと思います。

松波委員、お願いします。

○松波委員 この「4.各人権課題に対する人権教育の取組」の中に障害者理解教育というものがあり、また更に福祉教育などがあるわけですが、読ませていただくと少し障害の捉え方、問題の捉え方が古いと考えざるを得ないのです。

障害の社会モデルの考え方、権利条約のベースになっている社会モデルの考え方に基づいて、社会的障壁のことが分かって、障壁を取り除いて、どうすれば平等になるか考えられるような教育が大事だと思うのですが、この障害者理解教育の書き方を見ていくと「ともに育つ」、もちろんそれはものすごく大事ですが、交流する、一緒に何かをすることでふわっと思いやりを持つ。そういったところにとどまっている気がします。

福祉教育でも助け合いなどもちろん大事ですが、そうすると障害のある人は助けられる対象、理解してあげる対象にとどまって、この意識調査で見たような平等な権利があるという観点が持てずに、安全のためには付添い必要だというような、権利意識、平等な権利や、そのためには何が必要かという観点が抜けたまま、従来思いやり路線で教育が行われてきた延長線上にあるように思ったので、もう少しこの教育推進方針を詰めるときに、社会モデルの考え方、最新の知見を意図したものにしていただくようにお願いしたいと思い

ます。以上です。

○新ヶ江会長 ありがとうございます。

すいません、時間が迫っておりますので、御意見をお伺いしたいと思いますが、何かほ かにございますでしょうか。

大井委員、何か質問がありますか。

○大井委員 少しだけ意見です。随分昔になりますが、小学校の現場にいたときは、私たちは具体的にカリキュラムを組んでいました。4年が障害児理解を中心にする、5年で国際理解を中心にするなど焦点化したものに、プラスいろいろな人権課題を網羅できるような形のカリキュラムを組んで実践しておりました。それで国語や算数の時間が減るのではないかということがあるかもしれませんが、このことは国語の中でできる、このことは社会科の中でできるということで、一緒に教育をやっていました。

そういう形でしたら今でも可能だと思います。「にんげん」の本がなくなったときは、各学校園で1クラス分の40冊を前学年の児童の保護者に寄付してもらって保管した、それが使えるようにするということでした。堺市は出版社に残っている分を全部買い取りました。学校保管の分が破損したら、教育委員会が補充するということでした。その本が現場の中で片隅にやられたり、たくさん破れて使えなくなったりしているかと思います。

もう一つは、青いファイルと赤いファイルというものを、各学校で堺市人権教育研究会が現場保存という形で作ってくださっていました。「にんげん」の本の中身で使っていいと作者から同意を得た教材を、それぞれファイリングして学校園に一冊残してコピーして利用できるようにです。もう一つは、堺市人権教育研究会で現場の教師が作った教材や指導案もこれも使えますと。そういう体制を整えて、「にんげん」の本がなくなってもできるような形を作ったのですが、それが全然バトンタッチされていないということが若い先生と話していて分かります。「それはどこにありますか」あるいは、「ないです」とおっしゃった方もおられます。そのため、補充していくことや、こういうことを続けようとするなら点検していくことが大事だと思いますので、今度作られたときも、そのあたりは丁寧にご覧いただきたいと思います。

○新ヶ江会長 ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

それでは、これで本日の案件は全て終了いたしました。なお、皆様からいただきました 御意見につきましては、事務局と私で調整し、まとめたものを最終案としたいと思います。 委員の皆様、長時間どうもありがとうございました。

事務局から連絡事項はございますでしょうか。

○福田人権企画調整課長補佐 本日は、長時間どうもありがとうございました。

本日の会議録は、新ヶ江会長、山口委員の確認、御署名をいただいた後、各委員へ郵送 させていただきますので、よろしくお願いいたします。 なお、次回の審議会についてですが、7月を予定しており、今回に引き続き「堺市人権 施策推進計画案」について御審議をお願いさせていただく予定です。よろしくお願いいた します。

本来なら年度末ということでお礼の御挨拶を申し上げるところですが、新型コロナウイルス感染防止の観点から、短時間での審議会とさせていただきたく思いますので控えさせていただきます。御理解のほど、よろしくお願いいたします。

事務局からは、以上です。

○新ヶ江会長 それでは、これで本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。

上記は、審議会の経過を記録し、事実に相違ないことを証します。

令和 年 月 日

概録署名人 審議会 会長

概録署名人 審議会 委員